

【NAA輸送利用規約】

第1条 NAA輸送 NAA輸送とは、事務局(NUC)が開催・運営する会場(東京、名古屋、大阪)から落札店の指定する地点まで輸送するサービスです。

第2条 輸送にかかわる輸送会社 本サービスの輸送業務については、事務局(NUC)が提携輸送会社に委託して提供するものとします。

第3条 輸送契約の締結時期

1. NAA輸送コールセンターからの電話連絡内容(輸送料・輸送日程)に落札店が同意した時点で契約が成立します。
2. 落札店からNAA輸送コールセンターに電話で申し込みをし、内容(輸送料・輸送日程)に同意した時点で契約が成立します。

第4条 輸送制限

1. 次の事項のひとつでも該当する車両は輸送依頼をお断りすることがあります。
 - ① いわゆるエアロパーツの装着など、改造を施してある車両。
 - ② 最低地上高が15cmに満たない車両。
 - ③ 全高が410cmを超える車両。
 - ④ 正常な自力走行が不可能な車両。
 - ⑤ 最大積載量を超える荷物を積んでいる車両。
 - ⑥ 毒物・劇物・危険物・動植物などの生物及び生物の死体などを積んでいる車両。
 - ⑦ 通常の方法では運転が困難な車両。
 - ⑧ 希少価値・芸術的な価値が極端に高い車両。
 - ⑨ 提携輸送会社が付保する保険が適用されない車両。
2. 輸送が可能な車両であっても、車両状態により特別料金の設定または割増加算の料金を請求する場合があります。

第5条 輸送の受付時間 NAA輸送のお申込み、お問い合わせは以下の通りとします。

NAA輸送コールセンター	受付日	月曜日～土曜日	
	受付時間	NAA・入札会開催日	セリ開始～セリ終了まで※
		NAA・入札会開催日以外	9:00～17:00
お問い合わせ先(フリーダイヤル)	0120-980-693		

※NAA及びNAA入札会開催日の受付時間につきましてはNAA輸送コールセンターにお問い合わせください。

第6条 輸送料

1. 輸送料はNAA輸送コールセンターで確認してください。
2. 概算(目安)の輸送料については、当社ホームページ(Na@bid)内にて検索をすることができます。

第7条 輸送料の決済 輸送料は当該開催回の精算書のその他の項目にて請求いたします。但し、当該開催回の受付時間以外で申し込みされた場合は、翌週の開催回の精算書で請求となります。

第8条 輸送の責任の始期 輸送において当該車両の滅失、き損についての責任は、当該車両を会場から引取った時に始まりません。

- 第9条 輸送の責任の終期** 輸送において当該車両の滅失、き損についての責任は、当該車両を納車時立会人または代理の納車時立会人へ納車した時に終わります。
- 第10条 輸送引取時の外装瑕疵の確認** 輸送会社は輸送申し込み車両の引取時にNAA及びNAA入札会の車両状態票に基づき、輸送会社所定の車両点検票で外装瑕疵の確認を行います。この確認は小傷については省略いたします。
- 第11条 輸送車両納車時の立会** 1. 納車時立会人は、車両引取の際に輸送会社所定の車両点検票を確認のうえ、署名または記名捺印をしていただきます。これをもって納車とみなします。
2. 納車時立会人が納車場所に不在の場合には、その納車場所における同居者、従業員またはこれに準ずる代理の納車時立会人を求めます。
3. 車両の納車時、輸送会社所定の車両点検票を納車時立会人または代理の納車時立会人に発行します。
4. 各項において納車先がオークション会場の場合はこの限りではありません。
- 第12条 輸送に関するクレーム** 第8条(輸送の責任の始期)と第9条(輸送の責任の終期)に定める期間内に発生した車両の破損、事故に関するクレームは、第5条(輸送の受付時間)の受付時間内にNAA輸送コールセンターにお申し出ください。
- 第13条 輸送に関するクレームの受付時期** 輸送に関するクレームの受付は当該車両の納車時とします。
- 第14条 輸送キャンセルと納車先変更について** 1. 輸送キャンセル及び納車先変更は第5条(輸送の受付時間)の受付時間内にNAA輸送コールセンターにお申し出ください。
2. 引取当日及び輸送中の落札店都合による輸送キャンセルは、輸送料全額をお支払いいただきます。
3. 輸送キャンセル及び納車先変更による輸送料の支払い及び請求は以下の通りとします。
① 当該開催回の受付時間以内の受付分は当該開催回の精算書にて支払い及び請求となります。
② 当該開催回の受付時間以外の受付分は翌週開催回の精算書にて支払い及び請求となります。
- 第15条 免責** 輸送において以下の事由による当該車両の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
① 当該車両の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害による損害。
② 当該車両の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由による損害。
③ 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗による損害。
④ 不可抗力による火災による損害。
⑤ 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災による損害。
⑥ 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡しによる損害。
⑦ 申し込み人の故意又は過失による損害。
⑧ 輸送引取時の外装瑕疵の確認で発見が困難な微細な瑕疵。
- 第16条 標準約款** 申し込み者は、当社が監督官庁に提出した「標準内航利用運送約款(平成十八年国土交通省告示第三百十六号)」及び「標準貨物自動車利用運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十九号)」の定めを事前に承諾するものとします。

付則 本規約を制定する。 平成 28 年 1 月 19 日 施行

以上